

農用地利用集積計画書(農地貸借契約)

提出書類一覧表

必要書類	必要部数
農地流動化委託申出書	1部
農用地利用集積計画書	1部
双方の印鑑証明書(市役所各庁舎) ※3ヶ月以内に取得のもの	貸し手、借り手各1部
当核農地の登記簿謄本(法務局) ※3ヶ月以内に取得のもの	1部(全部事項証明)
法人の履歴事項全部証明書(法務局)、定款	各1部(農地所有適格法人のみ)
※農地の所有者がお亡くなりになり、相続登記が済んでいない農地を貸借する場合「委任並びに相続人代表者指定届」	1部
※借り手の耕作地が市外にある場合「耕作証明書」	1部(農地がある農業委員会にて発行)

- 書類の提出締め切りは**毎月13日(休日の場合は前日)**です。
- 提出の際には、申出地の地区を担当する農業委員又は推進委員に内容を説明して、申出書に署名・押印をお願いしてください。
- 土地の登記簿に記載された所有者の住所が異なる場合には、変更した経過が確認できる住民票の写し又は戸籍の附票の写しを添付してください。
- 農地の実勢賃借料情報は下記のとおりです。参考にしてください。
- ※ 農地所有適格法人以外の法人の場合は提出書類が異なりますので、お申し出ください。

10a 当たり

(単位：円)

品種等/地域名	塩山		勝沼		大和	
	平坦地	中山間地	平坦地	中山間地	全域	
	塩山 奥野田 松里	玉宮 大藤 神金	勝沼 岩崎 東雲	深沢 藤井 菱山		
ほうとう	平均値	20,574	14,448	26,486	29,060	15,765
	最大値	45,113	24,793	46,106	51,813	15,765
	最小値	10,819	5,586	9,659	14,804	15,765
	データ数	43	15	80	36	2
もも	平均値	24,009	10,760	23,314	—	—
	最大値	33,178	18,079	39,458	—	—
	最小値	7,507	5,524	14,728	—	—
	データ数	30	41	24	—	—
すもも	平均値	27,028	3,748	—	—	6,480
	最大値	40,585	3,748	—	—	6,480
	最小値	19,200	3,748	—	—	6,480
	データ数	10	1	—	—	2
さくらんぼ	平均値	—	—	—	—	—
	最大値	—	—	—	—	—
	最小値	—	—	—	—	—
	データ数	—	—	—	—	—
かき	平均値	25,013	—	32,266	—	—
	最大値	30,086	—	32,266	—	—
	最小値	23,474	—	32,266	—	—
	データ数	6	—	1	—	—
野菜	平均値	18,431	8,485	—	13,228	—
	最大値	19,128	11,737	—	13,228	—
	最小値	17,102	6,317	—	13,228	—
	データ数	6	5	—	1	—

※令和2年1月1日から令和2年12月31日までに締結(公告)された実勢賃貸借料です。
 ※データの無い箇所は、賃貸借契約が無かった地域です。類似地域等を参考にしてください。
 ※使用貸借(無償)のもの、借料の平均値±(平均値×70%)を超えるものは除かれています。

(例)4,000円、20,000円、25,000円、30,000円、50,000円の5件の場合、
 合計129,000円 平均値25,800円 25,800円×1.7=43,860円(+平均値70%)より高く
 25,800円×0.3=7,740円(-平均値70%)より低い金額のものは除いて、
 20,000円、25,000円、30,000円の3件の合計75,000円が計算対象となり、
 平均値25,000円、最大値30,000円、最小値20,000円、件数3件となります。



捨印をお願いします(実印)

(貸し手)

記入例

譲渡

1. 農地等流動化 **貸貸**・使用貸借 委託申出書
交換

下記の農地を **貸貸**・使用貸借 したいので申し出ます。
交換

令和△△年△△月△△日
(あて先) 甲州市長

申出者	住所	甲州市塩山上於曾1085-1
	ふりがな氏名	こうしゅういちろう 甲州一郎 
	電話番号	0553-32-xxxx 

実印

1. **貸貸** 使用貸借 を希望する農地等
交換

区分	所在	地番	地目		面積	作付けしていた作目名	希望契約内容		
			台帳	現況			契約期間	権利の種類	譲渡・貸貸等の希望価格
1	勝沼町勝沼	789	畑	畑	1,000 m ²	ぶどう	令和●年●月●日～ 令和●年●月●日	賃貸借権	31,000 円
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
計			1 筆						1,000 m ²


無償の場合は「使用貸借権」

無償の場合は「無償と記入」

2. 希望する流動化方策 (希望する流動化方策名に○印を記入)

- 1. 農業経営基盤強化促進事業
- 2. 農地移動適正化あっせん事業
- 3. その他 (方策名)

認印

推進役氏名 (申出地の地区を担当する農業委員又は推進委員名) 



捨印をお願いします(実印)

記入例



(借り手)

譲受

1. 農地等流動化 **賃借**・使用貸借 委託申出書
交換

経営規模の拡大をはかりたいので、農用地等の **賃借**・使用貸借 のあつせんを申し出ます。
譲受
交換

令和△△年△△月△△日
(あて先) 甲州市長

申出者	住所	甲州市勝沼町勝沼756番地1
	ふりがな氏名	かつぬまじろう 勝沼二郎 
	電話	0553-44-0000 

実印

1. 経営状況

家族数	農業従事者数	水稻	やさい (路地)	やさい (施設)	果樹					牛肉	養豚	養鶏	養蚕	その他
					ぶどう	もも	すもも							
3人	男2人 女1人	m ²	坪	m ²	5,000 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	頭	頭	羽	箱桑 m ²	m ²

2. 今後規模拡大をはかる作目名

作目名	面積	備考
ぶどう	1,000 m ²	

譲受

3. **賃借**・使用貸借 を希望する面積及び価格
交換

種目	面積	価格
田畑 採草地	1,000 m ²	31,000 円

譲受

4. **賃借**・使用貸借 を希望する農地の場所
交換

甲州市勝沼町勝沼789番地

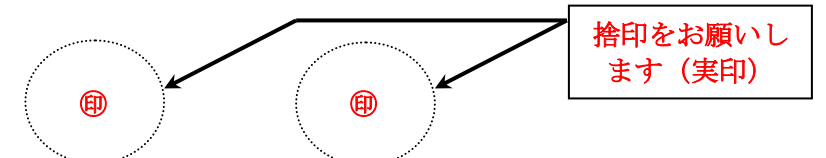
推進役	氏名	(申出地の地区を担当する農業委員又は推進委員名) 
-----	----	--

認印

農用地利用集積計画書（賃借権、使用貸借権による権利の設定）

1 各筆明細

記入例



整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(A) (借り手)				(住所) 甲州市勝沼町勝沼 7 5 6 番地 1				(氏名又は名称) 勝沼 二郎						
	利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所(B) (貸し手)				(住所) 甲州市塩山上於曾 1 0 8 5 番地 1				(氏名又は名称) 甲州 一郎						
利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)						利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設置等に係る当事者間の法律関係(E)		利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F)			備考
所在		地番	現況地目	面積 (㎡)	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	(同意印)	
大字	字														
勝沼町勝沼	上天神	7 8 9	畑	1,000	賃借権	ぶどう	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	20,000	年末持参払い					
特約事項															
(畑かん賦課金等の契約事項がありましたら、ここに記入して下さい)															
この計画に同意する。															
利用権の設定を受ける者 (借り手)				(住所) 甲州市勝沼町勝沼 756 番地 1				(氏名) 勝沼 二郎				捨印 (実印)			
利用権を設定する者 (貸し手)				(住所) 甲州市勝沼町勝沼 756 番地 1				(氏名) 甲州 一郎				捨印 (実印)			
利用権を設定する者以外で利用権を設定する土地につき所有者その他の使用収益権を有する者				(住所)				(氏名)				捨印 (実印)			

(記載注意) (1) (C)欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地籍が著しく事実と相違する場合、実測面積を () 書で下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡と記載し、当核部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
 (2) (D)欄の「利用権の種類」は「賃借権」等と記載する。
 (3) (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的 (例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地 (ぶどう) (もも)として利用、農業用施設用地 (畜舎)として利用等)を記載し、水田裏作を目的とする賃借権等の場合にはその利用期間をも併記する。

(4) (D)欄の「存続期間(終期)」は、「〇〇年〇〇月〇〇日(始期)から〇〇年12月31日まで」と記載する。
 (5) (D)欄の「借賃」は、当核土地1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
 (6) (D)欄の「借賃の支払方法」は借賃の支払期限と支払方法 (例えば毎年年度末持参払い) を記載する。
 (7) (E)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。
 (8) (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいない時は記入を要しない。

2 共 通 事 項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期間までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までの支払を猶予する。

(2) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土改事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調ないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費した金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

記入例

3 利用時の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	氏名又は名称		性別		年齢	農作業従事日					
	勝沼 二郎		男		40	300日					
利用権の設定等を受ける土地の面積 (A)	利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農地面積 (B)		利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	利用権の設定等を受ける者の世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況 (F)		
	農地	採草放牧地	世帯員（構成員）	農業従事者（うち15歳以上60歳未満の方）		雇用労働力（年間延日数）	種類	数量	種類	数量	
農地	1,000 m ²	農地	5,000 m ²	果樹	男	2人	農業専従者	(2人 1人)	100人日	SS 軽トラ トラクター 耕耘機	1 1 1 1
採草放牧地	m ²	採草放牧地	m ²	女	1人	農業補助者	主として農業に従事する者 (1人)				
その他	m ²					従として農業に従事する者 (人)					

(記載注意) (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。

(2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。

なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。

(3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。

(4) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数がおおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

(5) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農家台帳により整理されている場合には、農家台帳番号〇〇、氏名又は名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。

甲州市農業委員会担当地区一覧

任期：令和3年2月1日～令和6年1月31日

議席番号	氏名	担当地区	電話番号	備考
1	荻原 一雄	千野	33-4711	農業委員
20	根津 信彦	赤尾	32-3820	推進委員
21	武井 建二	上塩後、下塩後	33-2984	推進委員
2	土屋 久富	上於曾、下於曾	33-2694	農業委員
22	雨宮 正明	下萩原	33-3316	推進委員
23	柏木 一仁	西野原	33-2956	推進委員
3	内田 貴美雄	牛奥	33-3881	農業委員
4	相川 良徳	熊野、西広門田	33-2440	農業委員
24	小林 正元	上井尻	33-4313	推進委員
25	八巻 茂	小屋敷	33-5729	推進委員
5	雨宮 晃	藤木、下柚木	33-6434	農業委員
6	小島 一郎	三日市場	33-6827	農業委員
26	渡邊 洋	中萩原	32-2587	推進委員
27	岡部 光	上粟生野	33-6266	推進委員
7	古屋 芳明	下粟生野	32-4362	農業委員
28	小野 光美	上萩原（下切）	33-4317	推進委員
29	矢崎 好光	上小田原、裂石、一之瀬高橋	32-0682	推進委員
8	矢崎 武秋	下小田原	32-0568	農業委員
9	山本 兼吾	上萩原（上切下、上切上）	33-9396	農業委員
30	藤原 幸人	福生里、平沢	33-7524	推進委員
10	雨宮 昭一	下竹森	32-3117	農業委員
11	雨宮 今朝澄	上竹森	32-0914	農業委員
31	三枝 猛	勝沼4区、5区、6区、7区	44-1360	推進委員
12	佐藤 光貴	等々力	44-0658	農業委員
13	小沢 武史	勝沼1区、2区、3区、13区（深沢）	44-2604	農業委員
14	石原 一美	藤井、山林	44-2024	農業委員
32	野澤 勝	下岩崎	44-1466	推進委員
33	中西 悟	上岩崎	44-0996	推進委員
34	佐野 雄二	小佐手	44-1377	推進委員
35	武井 浩二	綿塚	44-1712	推進委員
15	辻 俊一	山	44-0389	農業委員
16	雨宮 忠仁	休息	44-2044	農業委員
36	三森 秀俊	菱山2区、3区、4区	44-1855	推進委員
37	内田 一郎	菱山1区、7区、9区	44-1042	推進委員
17	飯塚 秀実	菱山5区、6区、8区（中原）	44-1490	農業委員
18	手塚 純一	初鹿野、田野、木賊	48-2420	農業委員
38	佐藤 治光	鶴瀬、日影	48-2605	推進委員
19	荻原 五十鈴	—	33-8887	中立農業委員